

盛岡市監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 10 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は玉山総合事務所である。うち，次の部課等を実地監査の対象として
監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
玉山総合事務所 税務住民課，産業振興課，渋民勤 労者研修センター	平成 27 年 4 月 27 日から同年 5 月 8 日ま で
藪川出張所	平成 27 年 5 月 11 日

第 2 監査の範囲

平成 26 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 27 年度監査実施計画及び監査資料等
に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の
対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算
の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基
金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正か
つ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠
し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，
その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 玉山総合事務所

税務住民課

【指摘事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり，利用料金の額について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

産業振興課

【指摘事項】

- 1 牧野使用料の算定に当たり，端数処理を誤っている事例が見られたので，適正な事務の執行及び還付処理を求める。
- 2 間伐材の払下げ及び販売業務委託の実施に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - (2) 私人への歳入の収納又は徴収の委託に係る会計管理者への事前協議を行っていないもの
 - (3) 法令に定める告示・公表を行っていないもの
- 3 委託料の支出に当たり，既に支出済みの委託料を，契約終了後に受託者との合意も無く減額し戻入させていた事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 4 公の施設の指定管理に当たり，条例に基づかない利用料金を採用している事例及び利用料金の額について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 5 手数料の徴収に当たり，申請の際に手数料を徴収していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 6 公の施設の指定管理に当たり，業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 7 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があった際に，森林法に定める必要な調査を行っていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり，口頭のみ旅行命令を発し，日当を支給していない事例が見られたので，必要な予算措置をした上で，適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 備品の管理に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが，所在不明となっているもの

- (2) 備品シールが貼付されていないもの
- (3) 点検の計画と実施状況が一致していないもの
- 3 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務に関する報告が期限内に行われていないもの
 - (2) 備品に関する報告並びに事業計画書、収支計画に関する書類及び事業報告書の提出が行われていないもの
- 4 行政財産の使用許可に当たり、決裁権者の決裁及び総務部長の合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 業務委託契約に当たり、個人情報保護のために受託者が講ずべき措置を明らかにせず、契約を締結していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

勤労者研修センター

【注意事項】

- 1 備品の管理に当たり、物品管理点検計画・実施結果報告書の作成及び点検が実施されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。